

相模原キャンパス等外部利用者安全管理規則

平成28年4月21日宇宙科学研究所長決定第28－22号

(目的)

第1条 本規則は、機構と雇用関係にない者であって相模原キャンパス等(相模原キャンパス、あきるの実験施設、能代ロケット実験場及び大樹航空宇宙実験場をいう。)において実験等に従事する者(以下「外部利用者」という。)が、安全に実験等を行うことを確保するための基本的な事項を定める。ただし、大樹航空宇宙実験場については宇宙科学研究所が所掌する実験等のみに適用する。

(外部利用者)

第2条 外部利用者は、別表に掲げる外部利用者として特定される者とする。

(受入責任者)

第3条 外部利用者の「受入責任者」として、別表のとおり機構の職員を指定する。

2. 受入責任者は、関係法令の遵守、並びに安全、セキュリティ及び施設・設備の管理その他の関連する機構の規程等を、外部利用者に理解させたくうえで実験等に従事させるとともに、外部利用者に安全教育を受講させること、及び実験等の手順書の確認等安全確保に関する必要な措置を講ずるものとする。
3. 受入責任者である指導教員は、外部利用者である大学院学生及び研修生に対する日々の安全指導及び監督に責任を有するものとする。

(設備の管理者)

第4条 外部利用者が実験等で利用する設備の管理者は、当該設備を適切に管理・点検し、健全な状態に維持しなければならない。外部利用者が設備の操作等を行う場合には、操作方法等について手順書(マニュアル等)を用いて指導を行い、外部利用者が適切に操作できることを確認しなければならない。

(安全講習の受講等)

第5条 受入責任者及び設備の管理者は、安全教育(一般講習)を受講していない外部利用者を相模原キャンパス等における実験等に従事させてはならない。

2. 受入責任者は、外部利用者が実験等に従事する場合には、当該外部利用者に安全教育を受講させ、実験実施にあたって受講済みであることを確認しなければならない。なお、受講済みであることを表す記章(安全教育受講済証)を常に携帯させ、設備の管理者の求めに応じて、提示させなければならない。
3. 受入責任者は、外部利用者が保安物(高圧ガス、火薬類、化学物質、放射線等)を用いる実験等に従事する場合には、当該外部利用者に当該保安物に関する安全教育(専門講習)を受講させ、実験等の実施にあたって受講済みであることを確認しなければならない。

4. 科学推進部は、外部利用者が随時「安全教育」を受講できるよう必要な整備を行うものとする。

(誓約書、保険証等の提出)

第6条 科学推進部は、他の規程等で定めるもののほか、外部利用者が第3条2項に規定する関係法令の遵守及び機構の関係規程を理解していることについては、本人からの誓約書等の提出をもって確認するものとする。但し、宇宙科学研究所に所属する教育職員の研究指導を受ける大学院生のうち、所属大学に派遣先の規則類に従って学業に従事する旨の誓約書を提出しているものを除く。

2. 科学推進部は、外部利用者が実験等の実施にあたって補助者を帯同する場合には、外部利用者が補助者を常時監督することとともに当該補助者が引き起こした損害等に対して外部利用者が責任を負うことを約していることについて、外部利用者から誓約書等の提出をもって確認するものとする。
3. 外部利用者のうち、雇用される機関等から業務として派遣されている以外の者について、他の規程等で定められている場合又は特段の事情が認められる場合を除き、実験等に起因する外部利用者自身の傷害及び死亡に対する災害傷害保険、及び外部利用者が第三者に与えた損害を担保する賠償保険に加入していない者を受け入れてはならない。なお、受入責任者は、上記保険の加入証の写しを提出させ、加入の事実を確認しなければならない。
4. 科学推進部は、上記、誓約書等、保険加入証の写し、及び安全教育を受講済みの外部利用者のリストを管理するものとする。誓約書及び安全教育(一般講習)の受講済みであるステータスは、利用者の身分の変更がない限り、原則、受入れ時から5年間有効とする。

(実験等の活動把握)

第7条 受入責任者は、外部利用者による相模原キャンパス等における実験等の計画及び実施状況について、十分に把握しておかなければならない。

2. 受入責任者は、大学共同利用システム研究員又は共同研究契約に基づく共同研究の相手機関の研究者が、実験等において別表1の9号で定める補助者を使用するときは、当該大学共同利用システム研究員又は研究者が、常に補助者を帯同し自らの責任で補助者の安全管理を行うようにさせなければならない。
3. 受入責任者は、地震・火災等の災害が発生し避難指示が出され場合には、相模原キャンパス等に滞在する外部利用者の安否確認を行わなければならない。

(事故発生時の報告)

第8条 万一外部利用者が関与する事故が発生した場合には、受入責任者は速やかに科学推進部に事故の報告を行わなければならない。

(健康診断)

第9条 受入責任者は、外部利用者が特定健康診断の受診が義務付けられている実験等(放射線、有機溶剤等)に従事する場合には、所属機関で受診していないときは、必要な健診を受診させなければならない。

附 則

この宇宙科学研究所長決定は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。